



商工会だより

平成30年6月

隠岐國商工会 知夫支所

TEL 8-2166 Fax 8-2373

第11回通常総会開催

隠岐國商工会通常総会において、平成29年度の収支決算が承認されるとともに、平成30年度の事業計画案と収支予算案等が原案通り決定されました。また、任期満了に伴う役員改選が行われました。知夫村の役員は次のとおりです。

副会長：口村善澄氏 理事：前原隆成氏

下廣幸将氏・渡部哲朗氏・田上潤氏ホテル支配人

監事：村尾広忠氏です。3年間よろしくお願い致します。



エキスパートバンク事業

商工会の「エキスパートバンク事業」は、様々な問題に直面する小規模事業者の皆さんの経営・技術強化を支援する事業です。ご要望に応じて専門家を直接派遣し、具体的なアドバイスによって問題を解決します。例えば生産技術、商品開発、コンピュータ導入、店舗改装など経営資質の向上にお役立てください。相談に必要な謝金、講師の旅費は全額助成します。

東部勤労者共済会ご加入の皆様へ

東部勤労者共済会では、お祝金・お見舞金・死亡弔慰金などの給付を行っています。

給付金支給の対象は事由発生日より3年間有効です。お問い合わせは商工会へ

東部勤労者共済(ジョイメイト)とは

個人事業主及び従業員の方が加入できます。月々1,000円の会費で、慶弔給付、隠岐汽船の割引、レジャー施設利用割引、人間ドッグ受診料補助などの制度が利用できます。入会は随時受付中です。

島根県最低賃金 必ずチェック!

時間額：740円

今年も半年が過ぎようとしています。お忙しい事とは思いますが、日計表の提出をよろしくお願いいたします。特に3か月以上提出のない事業所様は少しでも提出をお願い致します。



所得税の源泉徴収手続

給料(青色専従者給与を含む)やアルバイト代の支払実績のある事業者の方は、1月～6月分の源泉所得税の手続きをしなければなりません。商工会で記帳機械化による記帳処理をされている方は、日計表の早めの提出をお願いします。

それ以外の方は、1月～6月までの給与等の内容を商工会までお知らせください。



上期分会費

6月は商工会会費の上期分の集金になります。

JA知夫支店・JFしまね知夫出張所より口座引落しをさせていただきますのでよろしくお願い致します。

6月25日が引落日ですので残高をご確認下さい。



修正申告&更正の請求

確定申告をした後に、計算誤りがあることに気付いた場合、申告内容を訂正することができます。税額を多く申告した時は「更正の請求」少なく申告した時は「修正申告」を行います。更正の請求ができる期間は原則として法定申告期限から5年以内です。誤りが故意的でなかったとしても脱税の容疑をかけられることにつながりかねません。間違いを見つけたら慌てずに訂正をしましょう。

小規模企業共済契約者貸付

共済契約者の方が、納付した掛金の範囲内で事業資金等の貸付を受けることができます。この制度の基本的な返済方法は1年後の一括返済ですが返済できない場合は借り換えという方法があります。また融資申し込みと同時に貸付が実施される即日融資が特徴です。急に資金が必要になった場合などにご利用ください。保証人担保も必要ありません。

お買い物は地元のお店で!

仁夫地区奥・古海地区入口の竹やぶで「蛍」が乱舞しています。

